

2025年度

農業制度資金の ご案内



宮崎県農政水産部

農業制度資金目的別早見表（貸付金利は2025年1月1日現在）

資金種類		貸付対象者	貸付限度額	貸付金利 (%)	償還期間(年) (うち据置)	融資率 (%)
経営改善資金	農業近代化資金 5P	認定農業者	個人1,800万円(特認2億円) 法人2億円	1.40	7～15 (2～7)	100
		集落営農組織				100 上限あり
		それ以外の担い手				80
	【公庫】農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 7P	認定農業者	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円)	0.85 ～1.40	25 (10)	100
	【公庫】経営体育成強化資金(担い手農業者向け) 8P		個人1.5億円 法人5億円	1.40	25 (3)	80
	【公庫】青年等就農資金 8P	認定新規就農者	3,700万円(特認1億円)	無利子	17 (5)	100
	【公庫】農業改良資金 9P	六次産業化法 認定者など	個人5,000万円 法人1.5億円	無利子	12 (3～5)	100
	農業経営改善促進資金(スーパーS資金) 9P	認定農業者	個人500万円 法人2,000万円	1.65	1	—
セーフティネット資金	経済変動・伝染病等対策資金 10P		300万円	事象の都度	7 (3)	100
	災害資金 10P		300万円	事象の都度	7 (3)	100
	【公庫】農林漁業セーフティネット資金 10P	認定農業者等	600万円	0.85 ～1.35	15 (3)	100
	家畜疾病経営維持資金 11P		11Pに記載	無利子 ～0.075	7 (3)	100
負債整理資金	農業経営負担軽減支援資金 12P		営農負債残高	1.40	10～15 (3)	100
	【公庫】経営体育成強化資金 12P		12Pに記載	1.40	25 (3)	80
	畜産リノベ資金(旧大家畜・養豚特別支援資金) 12P	大家畜	12Pに記載	1.40	15～25 (3～5)	100
		養豚			7～15 (3～5)	
	畜産経営体質強化支援資金 13P	大家畜	13Pに記載	1.30	25 (5)	100
		養豚			15 (5)	
	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 13P ※令和7年度緊急対策	酪農経営農家 肉用牛経営農家	13Pに記載	1.40	25 (5)	100

【貸付金利について】

金利情勢により毎月変動します。県ホームページでご確認ください。

<https://hinatamafin.pref.miyazaki.lg.jp/>



農地など			施設・機械				運転資金				担い手			災害			経営再建	
農地などの購入	農地などの賃借料一括払い	農地の改良・造成	施設、機械の改良・新設・取得	観光農業施設の整備	農産物の加工処理施設の整備	農機具などの賃借料の一括払い	家畜の購入	果樹、茶などの植栽・改植	品種の転換	肥料・農薬などの購入	農業に関する研修の受講	新規就農開始	経営管理目的の情報機器購入	施設の災害復旧	農地の災害復旧	経営資金	営農負債整理	災害、社会的・経済的環境の変化などによる資金繰り
		○	○	○	○		○	○		○		○		○	○			
		○	○	○	○		○	○				○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	注1	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		注2						
	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○					
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
							○	○	○	○	○							
																		○
																○		○
																○		○
																○		
																	○	
																	○	
																	○	
																	○	
																	○	

注1：農業制度資金の借換えは除く

注2：一定の要件を満たした新規就農者の農地取得に限る

農業制度資金について

農業は、自然条件や農産物価格などの様々な外的要因に左右されやすく、また、投資の回収にも長期間を要するという特徴を持っています。

このような農業の特徴を補完するために設けられているのが「農業制度資金」であり、融資機関が農業の担い手に貸し付ける資金に対して国や県・市町村が法律などに基づいて利子補給等（利子の一部を助成）を行うことで、より長期かつ低利な資金の供給を図っています。

農業制度資金には、次のような資金があります。

経営改善資金

農地の取得や機械の導入など規模拡大を図るために必要な資金

- 
- 農業近代化資金
 - 農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）

日本政策金融公庫資金

- 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）
- 経営体育成強化資金
- 青年等就農資金

セーフティネット資金

災害などで経営が悪化した方の経営安定を図るために必要な資金

- 
- 経済変動・伝染病等対策資金
 - 災害資金
 - 家畜疾病経営維持資金

日本政策金融公庫資金

- 農林漁業セーフティネット資金

負債整理資金

既に借りている資金をより低利の資金に借り換え、経営の立て直しや新しい経営転換を図るために必要な資金

- 
- 農業経営負担軽減支援資金
 - 畜産リノベ資金（旧大家畜・養豚特別支援資金）
 - 畜産経営体質強化支援資金
 - 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）

日本政策金融公庫資金

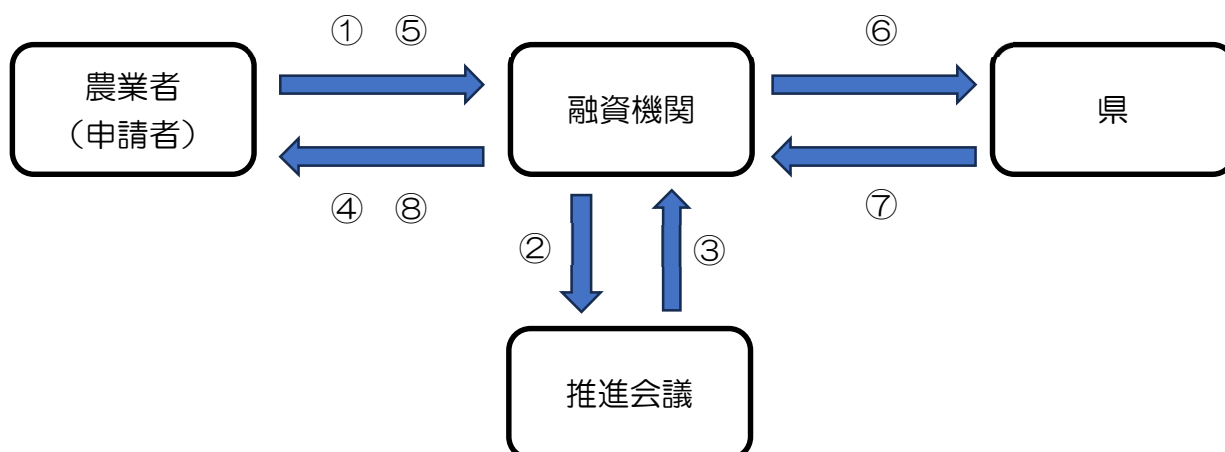
- 経営体育成強化資金

借入申込から融資までの流れ（農業近代化資金の一例）

農業近代化資金の借入申込から融資までの一般的な流れです。

具体的な手続きについては、資金によって異なりますので、融資機関や市町村、各農林振興局などにお問い合わせください。

①の計画書などの作成・提出から⑦の承認まで概ね2か月程度の期間を要します。
十分な余裕を持って融資機関に相談し、手続きを行ってください。



- | | | | |
|---------|---|--------|-------------------|
| ①【農業者】 | → | 【融資機関】 | 経営改善資金計画書などの作成・提出 |
| ②【融資機関】 | → | 【推進会議】 | 審査依頼 |
| ③【推進会議】 | → | 【融資機関】 | 認定の可否 |
| ④【融資機関】 | → | 【農業者】 | 融資可否の通知 |
| ⑤【農業者】 | → | 【融資機関】 | 借入申込書などの提出 |
| ⑥【融資機関】 | → | 【県】 | 利子補給申請 |
| ⑦【県】 | → | 【融資機関】 | 利子補給承認 |
| ⑧【融資機関】 | → | 【農業者】 | 融資 |

資金を借りるときにご注意いただきたいこと

・状況によってはご利用いただけない場合があります。

農業制度資金の運用は予算の範囲で行われるため、取扱額には限りがあり、ご希望にそえない場合があります。

・原則として、事前着工はできません。

利子補給承認前に既に事業に着工しているものは利子補給の対象となりません。

・目的外使用の禁止

借り入れる時の目的以外に資金を使用することはできません。

・経理の明確化

資金の借受者は、借受者名義の口座を使用し、請求書・領収証などは必ず保管しなければなりません。

全ての資金について簿記記帳を行うことも借り入れの条件となります。

・資金の払出しについて

払出期間が定められている資金については、期間内の払出しが必要です。

・融資の可否について

融資の可否については、融資機関の審査により決定されます。

農業近代化資金

経営改善資金

規模拡大や設備投資、運転資金が必要な時などに借りることができる、身近で使い道の広い資金です。

資 金 使 途	農業の経営改善を図るための以下の資金 1号資金 施設や機械の購入 2号資金 果樹などの植栽・育成 3号資金 家畜の購入・育成 4号資金 小規模な土地の改良 5号資金 長期の計画による運転資金
貸 付 対 象 者	① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 一定の要件を満たす農業者・法人 ④ 農業を営む任意団体 ⑤ 一定の要件を満たす集落営農組織
貸 付 限 度 額	個人 1,800万円 (知事の特認(※1)を受けたものは2億円) 法人 2億円
償 還 期 限	償還期間などは貸付対象者や資金用途により変わりますので、融資機関などにご確認ください。 (例) 認定農業者の場合は、資金用途により、 7年以内(うち据置2年以内) もしくは 15年以内(うち据置7年以内)
融 資 率	80% (ただし、認定農業者は100%、集落営農組織等は3,600万円までは100%)
そ の 他	国や県の特例に該当した場合は、以下のように金利負担が軽減されます。 【2025年1月1日時点のイメージ図】 <pre> graph TD A[基準金利 2.65%] --> B[貸付利率 1.40%] A -.-> C[県利子補給 全期間 1.25%] B --> D[国の認定農業者等の特例に該当 長期金融協会利子助成 全期間 0.05~0.55%] B -.-> E[国の特例適用後※2 0.85~1.35%] D --> E E --> F[県の特例適用後 0% ※3] E -.-> G[県の特例に該当する場合 県・市町村利子補給 貸付当初5年間] G --> F </pre>

※1 施設の面積や家畜の飼育頭数などから、支庁・各農林振興局長が必要と認めたもの。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

※2 適用上限は個人1,800万円、法人3,600万円まで。

※3 国の特例の対象にならなくても、県の特例の対象となる場合があります。

県の特例の適用要件などの概要については次ページをご覧ください。

農業近代化資金に係る県の貸付利率の特例

宮崎県は、一定の要件を満たした場合、新たに利子補給の承認を受けた農業近代化資金を対象として、貸付当初5年間を無利子とする措置を設けています。

対 象 者	農業近代化資金の借受者で対象事業に該当する者
対 象 事 業	<u>1 スマート農業の普及・高度化</u> ・スマート農業技術の導入を行う事業 <u>2 世界市場で稼ぐ戦略的輸出体制の整備</u> ・生産物の輸出開始又は拡大に取り組む事業 <u>3 中山間地域の特性を活かした所得向上</u> ・地域特性を活かした収益性の高い品目の展開（経営転換、生産拡大）を図る事業 ・鳥獣害被害対策として実施する事業 ・地域の特産物等を活かした加工処理施設整備 <u>4 資源循環型産地づくりとエネルギー転換の推進</u> ・耕畜連携による資源循環を促進する事業 ・畜産副産物（原皮や油脂、羽毛等）の処理・利用を行う事業 ・脱炭素社会を目指したエネルギーの転換を行う事業 <u>5 環境に優しい農業の展開</u> ・宮崎方式 ICM、GAP、有機栽培、特別栽培に新たに取り組む事業 <u>6 葉たばこ緊急対策</u> ・葉たばこの廃作農家又は栽培継続農家が行う作目転換や経営規模拡大等に資する事業 【留意事項】 いずれの場合も、資金使途の制約があります。
適 用 限 度 額	個人：1,800 万円 法人：3,600 万円

【公庫】農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

経営改善資金

認定農業者が農業用機械や施設、農地を取得する場合などに利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い日本政策金融公庫の資金です。

資 金 使 途	1 農地の取得や改良・造成 2 施設や機械の購入 3 家畜の購入・育成費、果樹 や茶の新植・改植・育成費用 4 規模拡大や設備投資に伴う経営費 5 負債の整理（制度資金を除く） 6 法人への出資金 など
貸 付 対 象 者	認定農業者
貸 付 限 度 額	個人 3億円 （特認6億円） 法人 10億円 （特認20億円（一定の場合30億円）） 【注意】 法人の場合、特認のご利用に際しては民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは日本政策金融公庫宮崎支店までお問い合わせください。
償 還 期 限	25 年以内（うち据置期間 10 年以内）
そ の 他	一定の要件を満たした場合、新たに貸付決定を受けた農業経営基盤強化資金を対象として、貸付当初5年間、利子を軽減する措置があります。 毎年度、国の予算の範囲内で行われるものであり、対象者などに変更が生じる可能性があります。 詳しくは、日本政策金融公庫宮崎支店までお問い合わせください。

【公庫】 経営体育成強化資金

経営改善資金

負債整理資金

農地や施設、機械の取得などに利用できる日本政策金融公庫の資金です。既に借りている資金の償還負担を軽減し、経営の立て直しを図る場合にも利用できます。

資 金 使 途	経営改善関係資金	負債整理資金
	1 農地の取得や改良・造成 2 施設や機械の購入 3 果樹の植栽・育成 4 家畜の購入・育成 など	次の資金の償還負担を軽減するための資金 1 再 建 整 備：営農負債 2 償還円滑化：制度資金、土地改良事業などの負担金
貸 付 対 象 者	農業を営む個人、法人・団体、認定新規就農者 など	
貸 付 限 度 額	個人 1 億 5,000 万円 法人 5 億円 【経営改善関係資金】 負担額の 80% （認定新規就農者が行う農地の取得は、1,000 万円以下について、負担額の 100%） 【負債整理資金】 ・再 建 整 備…個人 1,000 万円（特認 1,750 万円、特定 2,500 万円） 法人 4,000 万円 ・償還円滑化…経営改善期間中の 5 年間（特認 10 年間）において支払われる、既往借入金などに係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額	
償 還 期 限	25 年以内（うち据置期間 3 年以内）※ ※果樹の植栽・育成は 10 年以内 ※認定新規就農者が行う農地の取得は、1,000 万円以下について 5 年以内	

【公庫】 青年等就農資金

経営改善資金

市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた個人・法人の認定新規就農者に対し、農業経営を開始するために必要な資金を無利子で借りることのできる日本政策金融公庫の資金です。

資 金 使 途	農業経営開始に必要な施設・機械の取得、家畜の購入・育成費、果樹や茶などの新改植費・育成費、その他の経営費など（農地などの取得は除く）
貸 付 対 象 者	認定新規就農者
貸 付 限 度 額	3,700 万円（特認 1 億円）
償 還 期 限	17 年以内（うち据置期間 5 年以内）

【公庫】農業改良資金

経営改善資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組む場合など、新しい分野にチャレンジするときに無利子で借りることのできる日本政策金融公庫の資金です。

資 金 使 途	1 施設や機械の購入 2 家畜の購入・育成費、果樹 や茶の新植・改植・育成費用 3 農地の利用権の取得 4 品種の転換や特別の費用 5 需要の開拓のための調査費用、 通信・情報処理機材の取得など
貸 付 対 象 者	六次産業化法、農商工等連携促進法、米穀新用途利用促進法及び農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者など
貸 付 限 度 額	個人 5,000 万円 法人 1 億 5,000 万円
償 還 期 限	12 年以内（うち据置期間3年以内）※ ※一定の要件に該当する場合は5年

農業経営改善促進資金 （スーパーS 資金）

経営改善資金

認定農業者が経営改善に取り組む場合に利用できる短期運転資金です。

資 金 使 途	施設や機械の修繕、果樹や家畜の購入、種苗代や肥料代などの直接的経費 など ※既往借入金の前払いは対象外		
貸 付 対 象 者	認定農業者		
貸 付 方 式	当座貸越、手形貸付及び証書貸付 ※当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式		
貸 付 限 度 額	個人 500 万円 法人 2,000 万円	（ 畜産又は施設園芸 経営者の場合	個人 2,000 万円 法人 8,000 万円
償 還 期 限	1 年以内		

経済変動・伝染病等対策資金

セーフティネット資金

急激な経済変動又は伝染病などの影響を受けている農業者に対し、必要な経費を迅速に融通することにより、経営の再建及び維持安定を図る資金です。

資金使途	経済変動又は伝染病などの影響を受けた農業者の経営の維持安定に要する営農経費 ※生活費及び負債の借換えは対象外
貸付対象者	県の指定した事象の影響を受け、一定の要件を満たす農業者
貸付限度額	300万円（指定事象ごとに） ※指定事象については、宮崎県ホームページでご確認ください。
償還期限	7年以内（うち据置期間3年以内）

災害資金

セーフティネット資金

不慮の災害により、農業経営に影響を受けている農業者に対し、必要な経費を迅速に融通することにより、経営の再建及び維持安定を図る資金です。

資金使途	災害の影響を受けた農業者の経営再建に要する営農経費 ※生活費及び負債の借換えは対象外
貸付対象者	県の指定した災害の影響を受け、一定の要件を満たす農業者
貸付限度額	300万円（指定災害ごとに） ※指定事象については、宮崎県ホームページでご確認ください。
償還期限	7年以内（うち据置期間3年以内）

【公庫】農林漁業セーフティネット資金

セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などにより経営が悪化した農業者が、経営の維持安定を図るために借りることができる日本政策金融公庫の資金です。

資金使途	災害や家畜伝染病の発生などに伴い影響を受けた農業者の経営の維持安定に要する営農経費
貸付対象者	災害や経営環境の変化などにより一時的に経営状況が悪化した農業者で、一定の要件を満たす者
貸付限度額	600万円（特認 年間経営費などの6/12以内）
償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）

家畜疾病経営維持資金

セーフティネット資金

口蹄疫などの家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、必要な経費を融通することにより、経営再開などを図る資金です。

資 金 使 途	家畜の導入、飼料・営農資材などの購入、雇用労賃の支払いなど畜産経営の再開・継続・維持に必要な営農経費		
貸 付 対 象 者	口蹄疫や高原病性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生により、家畜や家きんの殺処分や移動の制限、売上の減少などの影響を受けた畜産経営者		
貸 付 限 度 額	経営再開資金	経営継続資金又は経営維持資金 (1 頭当たり、100 羽当たりの限度額)	
	個人 2,000 万円	繁殖雌牛 6.5 万円	乳用牛 13 万円 肥育豚 1.3 万円
	法人 8,000 万円	肥育牛 13 万円	繁殖豚 2.6 万円 家きん 5.2 万円

農業経営負担軽減支援資金

負債整理資金

既に借りている資金の償還が困難な方への資金です。より低利の資金に借り換えることにより償還の負担を軽減して、経営の立て直しを図ることができます。

資 金 使 途	営農負債の借換え ※農業制度資金や公庫資金などで貸付利率が年 5.0%以下の場合は対象外
貸 付 対 象 者	負債の償還が困難となっている一定の要件を満たす農業者
貸 付 限 度 額	農業負債の残額
償 還 期 限	10 年以内（うち据置期間 3 年以内） ※市町村長及び振興局などの長が特に必要と認めた場合は 15 年以内

【公庫】経営体育成強化資金（再掲）

負債整理資金

既に借りている資金の償還負担を軽減し、経営の立て直しを図る場合に利用できる日本政策金融公庫の資金です。

詳細は、8 ページを御覧ください。

畜産リノベ資金（旧大家畜・養豚特別支援資金）

負債整理資金

既に借りている資金の償還が困難な方への資金です。より低利の資金に借り換えることにより償還の負担を軽減して、経営の立て直しを図ることができます。

資 金 使 途	大家畜及び養豚経営のために借り入れた資金の借換え
貸 付 対 象 者	大家畜（酪農・肉用牛）・養豚経営者
貸 付 限 度 額	【経営改善資金】 毎年の約定償還額のうち、当該年度分において償還が困難な額 ※上記対応のみで経営改善が困難な場合、条件によっては残高一括借換えも可能 【経営継承資金】 後継者への経営継承に必要な額（残高の一括借換えを含む）

畜産経営体質強化支援資金

負債整理資金

意欲ある畜産農家の新たな経営展開を支援するための資金です。既に借りている資金をより低利で長期の資金に借り換えることにより償還負担を軽減することができます。

資 金 使 途	大家畜及び養豚経営のために借り入れた資金の借換え ※負債整理を目的とする制度資金の借換えは対象外
貸 付 対 象 者	畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、 大家畜（酪農・肉用牛）・養豚経営者
貸 付 限 度 額	既往負債のうち、新たな経営展開を行うために借換えが必要な額

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

負債整理資金

（酪肉支援資金）

酪農・肉用牛経営における3年分の返済金額を限度額として、長期・低利で借換を行うことで償還負担の軽減と、経営環境の変化への対応をサポートする制度資金です。

※令和7年度緊急対策として行われる制度資金のため、条件等変更になる可能性があります。

資 金 使 途	酪農・肉用牛経営のために借り入れた資金の借換え
貸 付 対 象 者	大家畜（酪農・肉用牛）経営者
貸 付 限 度 額	既往負債のうち、3年分の返済金額

農業信用保証保険制度について

農業信用基金協会の農業信用保証保険制度は、農業者の信用力を補完し、経営改善などに必要とする資金の円滑な調達を支援する制度です。

【制度のしくみ】

- 借受者は、融資機関から資金を借り入れる際に、農業信用基金協会に債務保証の委託申込みを行い、農業信用基金協会の保証承諾を得て資金を借り入れます。
- 借受者は、農業信用基金協会に対して、所定の保証料を支払います。
農業制度資金の保証料率＝保証額の0.12%～0.4%（資金の種類や保証の条件などによって保証料率が異なります。）
- その後、何らかの原因によって借入金の返済が困難となった場合には、農業信用基金協会が借受者に代わって、融資機関に対し立替返済（一時立替払い）を行います。
- 農業信用基金協会が行った立替返済については、農業信用基金協会と借受者で償還計画などを相談し、借受者は、その計画に沿って農業信用基金協会に返済をしていくこととなります。

詳しくは、宮崎県農業信用基金協会（電話：0985-31-2241）までお問い合わせください。

認定農業者と認定新規就農者について

●認定農業者

農業経営改善計画を作成し、市町村等からその計画が適当であると認められた者。

（農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第13条の2第1項）

※農業経営改善計画には、農業経営の現状や改善に関する目標などを記載します。

●認定新規就農者

新たに農業を開始する青年などで、青年等就農計画を作成し、市町村からその計画が適当であると認められた者。（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項）

※青年等就農計画には、農業を開始する時の状況や今後の目標、必要とする機械などについて記載します。

お問い合わせ先一覧

▶ 支庁、各農林振興局など

- | | |
|---|---|
| ●中部農林振興局（宮崎市）
地域農政企画課：0985-26-7279
普及センター：0985-30-6121(国富町) | ●児湯農林振興局（高鍋町）
地域農政企画課：0983-22-1364
普及センター：0983-43-2311(西都市) |
| ●南那珂農林振興局（日南市）
農政水産企画課：0987-23-4312
普及センター：0987-21-9550 | ●東臼杵農林振興局（延岡市）
農政水産企画課：0982-32-6135
普及センター
南部：0982-68-3100（日向市）
北部：0982-32-3216 |
| ●北諸県農林振興局（都城市）
地域農政企画課：0986-23-4507
普及センター：0986-38-1554 | ●西臼杵支庁（高千穂町）
農政水産課：0982-72-2108
普及センター：0982-72-2158 |
| ●西諸県農林振興局（小林市）
地域農政企画課：0984-23-3165
普及センター：0984-23-5105 | |

▶ 本庁

【農業制度資金全般について】

- 農業普及技術課：0985-26-7131

【畜産リノベ資金・畜産経営体質強化支援資金・家畜疾病経営維持資金・酪肉支援資金について】

- 畜産振興課：0985-26-7138

▶ 日本政策金融公庫

- (株)日本政策金融公庫宮崎支店 農林水産事業：0985-29-6811

▶ 宮崎県農業信用基金協会

- 宮崎県農業信用基金協会：0985-31-2241

宮崎県農業・水産業ナビ

～ひなたMAFIN～

検索

情報満載！ぜひアクセスを！⇒

